

令和 2 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和2年12月25日（金）

ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

令和2年度第9回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年12月25日（金）午後1時30分

場 所 ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	藤井 敏行	笠原 行夫
中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	松本 香		

2 欠席委員

(1) 農業委員

15番 牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石 洋一 高島 真一 小林 政秋 高宮 文男

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正 14番 清水 強

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会 これより第9回第一農地部会を開催します。
議 長	<資格審査> 本日の出席状況は、部会委員数12名、出席委員11名、欠席委員1名ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。 また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数17名で、出席委員13名、欠席委員4名です。
議 長	<議事録署名委員の指名> 議事録署名委員は会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号4番 吉村 清正 委員、議席番号14番 清水 強 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」> 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号27番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	説明に入ります前に、先月部会でご提案のありました議案の審議順ですが、今後、報告案件を先に説明し、次に議案の順に審議するよう、現在検討しています。 それでは、1頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号27番の1件です。 27番は、大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、祖父等と同居していますが、子供が生まれ手狭であることから祖父が所有する隣接の農地に使用貸借権を設定し、住宅を建てるものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は令和3年3月10日から令和3年6月15日までです。

土地利用計画は住宅1棟、申請面積334㎡で建ぺい率は26.59%です。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

笠原
推進委員 　地元の町内会長や農家組合長は承知しているのでしょうか。

議長 　利害関係者や地域の同意は必要ないのでしょうか。

坂井
局長 　必要ありません。平成21年に農地法改正があり転用関係の規制が緩和されました。それまでは隣接者や地域の同意が必要でしたが、その部分は削除されました。その上で、関係法令も含めての審査となりますが、支障ないとの回答を得ています。

議長 　他に意見、質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 　ほかに質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号27番の1件を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定します。

<議案第2号 「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」>

議長 　議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件、「3 計画変更」1番から16番までの16件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

4 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番から 3 番までの 3 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番の 1 件、「3 計画変更」で 1 番から 16 番までの 16 件です。

最初に 4 頁、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番から 3 番までの 3 件は、各案件とも土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものです。なお、番号 1 番及び 2 番の区域は上越都市計画区域内の市街化区域内農地ですが、今後の都市的土地利用が見込めないことから、調整区域への変更も併せて行うものです。

続いて 5 頁、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番の 1 件です。8 頁に位置図、9 頁に土地利用計画図を添付したので合わせてご覧ください。

当該案件は、現在、アパートに居住している申請者が、家族が増えて手狭であることを理由に一般個人住宅を建築するため申請農地を農振地域から除外するものです。

今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、来年 5 月に公告予定です。その後には農地法第 5 条の許可申請の予定です。この農地は、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

続いて 5 頁から 7 頁、「3 計画変更」番号 1 番から 16 番までの 16 件です。10 頁、11 頁に新旧対照表を添付したので合わせてご覧ください。

1 番から 5 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。

6 番から 10 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。

11 番から 13 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区において事業完了に伴い、計画書から削除するものです。

14 番は、蜂ヶ峰地区において「県ため池整備」事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。

15 番と 16 番は、「県ため池整備」事業及び「県用排水施設整備」事業において受益面積を変更するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件、「3 計画変更」で1番から16番までの16件に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」の3件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」の1件、「3 計画変更」の16件を同意することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内23件、3年超6年以内16件、6年超10年以内31件、10年超2件の合計72件、利用権移転3件、所有権移転3件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号699番から721番までの23件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

13頁から16頁、期間3年以内、番号699番から721番までの23件で、再設定6件、新規17件です。

23件のうち、番号699番から706番、709番から716番について、青年等就農計画制度に基づき、譲受人が新たに農業経営を開始するものです。譲受人は、平成30年から令和2年まで妙高市内の農家にて営農を学び、このたび独立就農するものです。当該案件については、当初、藤巻周辺での耕作を考えていたことから、折笠委員がサポートチームに加わり、支援等を行っています。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号722番から737番までの16件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 17 頁から 19 頁、期間 3 年超 6 年以内、番号 722 番から 737 番までの 16 件で、再設定 3 件、新規 13 件です。

なお、735 番は、先ほど説明した新規就農に係る案件となっています。

これら 16 件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 738 番から 768 番までの 31 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 20 頁から 24 頁、期間 6 年超 10 年以内、番号 738 番から 768 番までの 31 件で、再設定 26 件、新規 5 件です。

この内、番号 742 番については、売買により構成員へ所有権移転される農地を所属する法人に貸し付けるもので、所有権移転の番号 774 番とセットになります。詳細については、後段の所有権移転で説明します。

なお、これら案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

高島 (信)
推進委員 742 番について、譲渡人の耕作面積が 0 m²となっていますが、購入後、直ちに法人に貸し付けることは可能なのでしょうか。

(事務局)
久保埜 法人の構成員が個人名義で農地を購入し、同じ議案で法人に貸付けることで可能となります。

坂 井
局 長 部会の審議順について冒頭に説明したとおり、実際にこういうパターンが生じています。所有権移転を先に審議し、その後、利用権設定を審議すれば、受人である●●さんが、●●さんから 707 m²を購入し、その後、その農地を利用権設定で法人に貸付けるという流れが理解できると思いますので、来月から審議順を見直した中で分かるようにしたいと考えています。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権設定、期間10年超、番号769番と770番の2件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 25頁、番号769番と770番の2件です。

久保埜 いずれの案件も農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。

これら案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権移転、番号771番から773番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 26頁、利用権移転、番号771番から773番までの3件です。

久保埜 この案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、所有権移転、番号774番から776番までの3件の内、篠宮委員関連の番号775番を除く、番号774番と776番について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 所有権移転については、番号774番から776番までの3件で、所有権を移転する土地、田12筆12,127㎡となります。

この内、27頁、篠宮委員関連の775番を除く、774番と776番の2件について、説明します。

番号774番については、先ほど利用権設定で説明した期間6年超10年以内、番号742番とセットになるもので、法人の構成員が、所属する法人に貸し付けるために売買により所有権を移転するものです。

これは、農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合、利用権の設定等を受けることができるとされ、この場合には、利用権の設定等の受け手要件の適用が除外されます。また、運用では、農業法人への貸し付けは所有権移転と同一の農用地利用集積計画で行うこととなっています。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、篠宮委員関連の番号 775 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。

（事務局） 　篠宮委員関連の番号 775 番の 1 件について、説明します。

久保埜 　この案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 775 番の 1 件を決定することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　それでは、篠宮委員の退席を解除します。
篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議長 　それでは、採決に入ります。
議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

続いて、議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内2件、10年超なし、合計2件、権利の移転5件です。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号66番と67番の2件の内、まずは佐藤委員に関連する番号66番を上程します。

事務局の説明を求めます。

議案に関連する佐藤委員は退席をお願いします。

(事務局)
久保埜

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、29頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、佐藤委員関連の番号66番について、説明します。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、佐藤委員関連の番号66番の1件について同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、佐藤委員の退席を解除します。

佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議長

続いて、篠宮委員に関連する番号67番を上程します。

事務局の説明を求めます。

議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。

(事務局)
久保埜

篠宮委員関連の番号 67 番について説明します。

この案件についても、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 67 番の 1 件について同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、篠宮委員の退席を解除します。

篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議 長

続いて、権利の移転、番号 68 番から 72 番までの 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

権利の移転、番号 68 番から 72 番までの 5 件について、説明します。

まず、番号 68 番から 70 番までは、所属する法人に権利を移転するものです。

番号 71 番と 72 番については、離農に向けて規模を縮小するため、近隣の農業者に権利を移転するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。
議案第4号について、同意することに決定します。

議長

<議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区10件の実質化された人・農地プランを上程します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

この案件については、8月と11月に引き続き上程するものです。
市町村が人・農地プランを公表する際は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条の第3項の規定により、効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聞くこととなっています。
8月と11月部会でも説明したとおり、これまで本市ではこの会議を人・農地プラン作成検討会が担っていましたが、前回から意見照会の場合を、同じく効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者が所属する農業委員会としたものです。
人・農地プランの実質化に向けての取り組み等の詳細については、本日、農政課より担当者が出席していますので、担当から説明します。

(農政課)
羽 深

今回意見照会するのは、32頁に掲載の番号35番から44番までの10件のプランについてです。
8月と11月に説明したとおり、人・農地プランの実質化とは、次の3つが行われているプランのことです。
1つ目は、「おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること」
2つ目は、「アンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること」
3つ目は、「5年から10年後に農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について地域の話合いにより定めること」です。
以上のことを踏まえ、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針等について、各集落で話合いの上、実質化された人・農地プランの案が作成・提出されました。
なお、番号42番から44番までの3件については、8月に意見照会しましたが、その後アンケート回答の追加があり修正が生じたものです。修正箇所については、見づらくはありますが、別冊にアンダーラインを引いてあります。
それでは、今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて、説明します。
32頁をご覧ください。35番は集落内農地面積が30haを超える集落で、認定農業者も4経営体おり中心経営体に集積が進みつつある状況です。39番については地元

の中心経営体に、40番は入り作及び地元の中心経営体にほぼ全農地面積の集積が進んでいます。

また、41番は保全管理地の多い地域ですが、中心経営体による水稻・大豆・野菜等を作付け、今後も農地利用を担っていく状況となっています。

今後も、各集落から実質化された人・農地プランの案の提出に合わせて農業委員会へ意見照会をしますので、宜しくお願いします。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　それでは、採決に入ります。

議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第5号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号208番から240番までの33件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 　33頁から37頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号208番から240番までの33件の届出書を受理したので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付予定」10件、「他者へ貸付」18件、「他者へ売却予定」1件、「他者へ売却」1件、「地主耕作」3件の計33件です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の33件を承認します。

<報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号118番から129番の12件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

38頁と39頁、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号118番から129番までの12件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「一般個人住宅」6件、「駐車場」3件、「集合住宅」1件、「残土捨て場・置場」1件、「敷地拡張」1件の計12件です。

番号122番は、全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、40頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の12件を承認します。

<報告第3号「農用地利用集積計画変更について」>

議長

報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号73番から90番までの18件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

41頁から43頁まで、報告第3号「農用地利用集積計画変更について」、番号73番から90番までの18件を受理したので報告します。

変更理由は、一時利用地に係る「小作料の減額」等です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の18件を承認します。

議長 次の中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内5件、3年超6年以内11件、6年超10年以内8件、10年超1件で合計25件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号7173番から7177番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(中郷) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

相葉 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7173番から7177番までの5件で、再設定3件、新規2件です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7178番から7188番までの11件について、事務局の説明を求めます。

(中郷) 相葉 3頁と4頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7178番から7188番までの11件で、再設定9件、新規2件です。

これらの案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7189番から7196番までの8件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷)
相 葉 5 頁と 6 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7189 番から 7196 番までの 8 件で全て再設定です。

これらの案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7197 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷)
相 葉 7 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7197 番の 1 件で新規です。

この案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議 長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7126 番の 1 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(中 郷) 8 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」1 件
相 葉 の届出書を受理したので報告します。
合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

上 原 返還後の利用計画が他者へ貸付予定とありますが、解約事由が耕作不便となっ
代 理 ています。耕作放棄地になる可能性はないのでしょうか。

(中 郷) 現在、耕作されている方が遠方にお住まいのため耕作不便となっています。休耕
相 葉 ではなく作付け予定で、現在耕作者を探しています。

議 長 他に意見、質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 他にないようなので、報告第 1 号の 1 件を承認します。

議 長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第 1 号 「農地法第 3 条許可申請について」>

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7505 番の 1 件を上程しま
す。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7505 番の 1 件について、
上 原 説明します。

譲渡人は、居住地が遠方であり、日常の管理ができないことから、地元で農業を営
む譲受人に所有権移転するものです。

1 枚 1,776 m²の圃場を 40 万円での売買であり、10 a 当たりに換算すると 225,226 円
となります。

なお、譲渡人は農業廃止の意向であり、他の農地についても、順次、利用権設定等
で貸付ける予定です。

この案件については、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率要
件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

金子委員 　農業の廃止に向け他の農地も順次貸付予定との説明でしたが、現在耕作している面積を教えてください。

(板倉区) 上原 　所有農地のほとんどを小作に出しておりましたが、耕作者の高齢により農地が返還されています。今後、新たな耕作者と利用権設定等を進めていく予定です。

議長 　他に意見、質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 　他にないようなので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号7505番の1件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 　異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定します。

<議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」>

議長 　議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」上程します。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上原 　2頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、農用地区域への編入1件、計画変更5件、計6件について説明します。

農用地区域への編入1件については、申請者、農振変更申請地、変更面積は議案書2頁に記載のとおりです。

中山間地域等直接支払制度の対象農地として、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、今後10年以上耕作を継続する意向があることから、農用地区域へ編入するものです。

3頁の計画変更は、事業実施に当たり補助事業の採択要件として、農業振興地域整備計画書に、事業として掲載する必要があることから、事業の追加、事業の内容変更、事業の削除を今回提案するものです。

番号1番並びに2番は農用地等保全整備計画の事業追加です。

番号3番は農用地等保全整備計画の事業変更であり、事業概要の変更です。

番号4番並びに5番は事業の削除です。

4頁に新旧対照表を掲載しましたので、合わせてご覧ください。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたら、お願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」農用地区域への編入1件、計画変更5件の計6件について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、同意することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内16件、3年超6年以内9件、6年超10年以内80件、10年超1件で合計106件、利用権移転なし、所有権移転6件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号7745番から7760番の16件について事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上原 　6頁から8頁、利用権設定、期間3年以内、番号7745番から7760番の16件で再設定15件、新規1件です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7761番から7769番までの9件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上原	<p>9頁と10頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7761番から7769番までの9件で再設定3件、新規6件です。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
高島(信) 推進委員	<p>7765番、7766番の借受者は大和4丁目にお住いの方ですが、大和地区での耕作は辞めたはずですが、何故、板倉で耕作するのでしょうか。</p>
(板倉区) 上原	<p>借受者は板倉区寺野地区出身で借り受ける農地も久々野です。その関係で当該地で耕作することになったものです。なお、寺野地区は、中山間地であり、賃借料は0円となっています。</p>
議長	<p>私の担当地区ですが、大和地区での耕作を辞めた理由は分かりません。</p>
議長	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7770番から7849番までの80件の内、清水委員関連の番号7844番を除く79件について事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>11頁から22頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7844番を除く79件で再設定76件、新規3件です。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、清水委員関連の番号7844番について事務局の説明を求めます。 議案に関連する清水委員は退席をお願いします。</p>

- (板倉区) 21 頁、清水委員関連の番号 7844 番の 1 件で、再設定です。
上 原 この案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 特に質問等がないようですので、清水委員関連の番号 7844 番の 1 件を決定することに異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 それでは、清水委員の退席を解除します。
清水委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。
- 議 長 続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7850 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
- (板倉区) 23 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7850 番の 1 件で新規です。
上 原 農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。
この案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 続いて、所有権移転、番号 7851 番から 7856 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。
- (板倉区) 24 頁の所有権移転、番号 7851 番から 7856 番までの 6 件です。
上 原 内訳は、買い手 4 人、売り手 6 人、所有権を移転する土地は、田 18 筆、30,092 m²、畑 2 筆 1,083 m²です。
7852 番から 7856 番までの売り手の方々は、いずれも近隣で農地を取得し、経営を

拡大している買い手へ売却することになったものです。

7851 番の譲渡人は、夫の死去により農地を相続しましたが、家庭の事情により、取得した農地を夫の姉に当たる譲受人に贈与するものです。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

＜議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞

議 長 　議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定なし、権利の移転 2 件です。

権利の移転、番号 7550 番と 7551 番の 2 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

上 原 26 頁、権利の移転、番号 7550 番と 7551 番の 2 件です。

7550 番は旧借り手の方の高齢による労力不足により、7551 番は旧借り手の方の兼業による労力不足により、それぞれ新借り手の方に権利の移転をするものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
議案第4号について、同意することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 続いて、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7567番から7580番までの14件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 27頁と28頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7567番から7580番までの14件を受理したので報告します。
上原 合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ売却7件、他者へ貸付5件、他者へ貸付予定1件、地主耕作1件です。
備考欄の頁と番号は、議案第3号の関連案件です。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の14件を承認します。

議長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」>

議長 議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番の1件、「2 計画変更」番号1番から4番までの4件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(清里区) 1頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番の1件、「2 計画変更」番号1番から4番までの4件です。
近藤

最初に「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番ですが、申請者が多面的機能支払制度を利用するため、農用地区域への編入を申請するものです。

続いて「2 計画変更」番号 1 番から 4 番までの案件ですが、1 番と 2 番は、「農地中間管理機構関連農地整備（ほ場）」事業に各地区を追加する案件です。事業を実施するにあたり採択の前提として「上越農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。

3 番は、「団農地耕作条件改善事業」の清里地区、上中條第二地区において事業完了に伴い、計画書から削除するものです。

4 番は「地すべり対策事業」の清里二期地区の事業変更で内容は議案に記載のとおりです。2 頁に新旧対照表を添付してありますので併せてご覧ください。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので採決に入ります。議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農用地区域への編入」1 件、「2 計画変更」4 件の計 5 件に同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。
議案第 1 号の 5 件を同意することに決定します。

＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議長 　議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、期間 3 年超 6 年以内 3 件、期間 6 年超 10 年以内 4 件、10 年超 6 件で合計 14 件、利用権移転なし、所有権移転 2 件です。それでは上程します。

初めに利用権設定、期間 3 年以内、番号 8226 番の 1 件について事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 　議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

近藤 　4 頁の利用権設定、期間 3 年以内、番号 8226 番の 1 件で再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号8227番から8229番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
近藤 　5頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号8227番から8229番までの3件でいずれも再設定です。

　これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号8230番から8233番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
近藤 　6頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号8230番から8233番までの4件で再設定3件、新規1件です。

　これら案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間10年超、番号8234番から8239番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
近藤 　7頁、利用権設定、期間10年超、番号8234番から8239番までの6件で再設定2件、新規4件です。新規案件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。

　これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　次に所有権移転、番号 8240 番と 8241 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

（清里区）
近藤 　8 頁、所有権移転、番号 8240 番と 8241 番の 2 件です。内訳は、所有権を移転する土地、田 2 筆 1,831 m²です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議長 　次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

（名立区駐在室分の議案）

<議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」>

議長 　議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」、番号 1 番から 3 番までの 3 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明します。
1 頁、「1 計画変更」1 番から 3 番までの 3 件です。2 頁に新旧対照表を添付したので、あわせてご覧ください。1 番は団農業水路等及び防災減災事業の長寿命化対策、2 番は地すべり対策（名立 2 期地区）の事業完了に伴い、それぞれ計画書から削除するものです。3 番は地すべり対策（名立 3 期地区）の事業概要を変更するもので、内容は記載のとおりです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」の 3 件を同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。議案第 1 号の 3 件を同意することに決定します。

<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内なし、6 年超 10 年以内なし、10 年超なしの合計 1 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 9625 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

4 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 9625 番の 1 件で再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

以上で、すべての案件の審議を終わります。

上 原
職務代理

(閉会のあいさつ後)本日の農地部会を終了します。(午後2時28分)

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年12月25日

議 長 ⑩

署 名 委 員 ⑩

署 名 委 員 ⑩